

平成28年9月定例会

請願・陳情文書表

鳥 取 県 議 会

目 次

請 願 の 部

請 願 一 覧 表.....	1
農林水産商工常任委員会.....	3

陳 情 の 部

陳 情 一 覧 表.....	5
総務教育常任委員会.....	1 3
福祉生活病院常任委員会.....	1 5
農林水産商工常任委員会.....	2 1
地域振興県土警察常任委員会.....	2 3

請 願 一 覧 表

農林水産商工常任委員会・請願

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
農 28年- 26 (28. 9. 14)	農林水産	臨時国会でT P P協定を批准しないことを求める意見 書の提出について	農民運動鳥取県連合会	

請願一覧表

農林水産商工常任委員会・請願

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提出者及び紹介議員	審査結果
28 年－ 26 (28. 9. 14)	農林水産	臨時国会でＴＰＰ協定を批准しないことを求める意見書の提出について ▶請願理由 安倍政権は、臨時国会でＴＰＰ（環太平洋パートナーシップ）協定を批准させようとしているが、参議院選挙で農業を基幹とする選挙区において、野党統一候補が勝利したことに見られるように、ＴＰＰ反対の国民の意思は明らかである。 先の通常国会では、交渉過程を示した資料はタイトルと日付以外はすべて黒塗りで、国民への説明も情報公開も十分ではなかった。その不十分な情報の下での審議ですら、①ＴＰＰ協定には関税の撤廃・削減をしない「除外」規定が一切存在しないこと、②付属書で、日本だけが農産物輸出大国５カ国との間でさらなる関税撤廃に向けた見直し協議を特別に義務づけられていること、③一切手をつけさせなかったという１５５の細目も、品目で見れば「無傷」のものはただの一つもなかったという事実を、石原ＴＰＰ担当相と森山農相は、認めざるを得なかった。 これらの内容が「農林水産分野の重要五品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとする」とした国会決議に違反していることは明らかである。 また、ＴＰＰ 12 カ国で国内手続を完了している国はひとつもない。特にＴＰＰ協定の発効にはアメリカの批准が必須だが、アメリカの動向は、両大統領候補がＴＰＰ反対を表明するなど、ますます混迷を深めており、ＴＰＰの発効自体危ぶまれている。このような中で日本が先んじて批准すべきではない。 ▶請願事項 下記の事項について意見書を衆参両院議長に提出することを請願する。 1. 臨時国会でＴＰＰ協定を批准しないこと。	農民運動鳥取県連合会 (紹介議員) 市 谷 知 子 錦 織 陽 子 長谷川 稔	

農林水産商工常任委員会・請願

陳 情 一 覧 表

総務教育常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
総 28年－ 20 (28. 8. 23)	教 育	学校における交通ルールの周知徹底について	倉吉市 個人	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
福 28年－19 (28. 8. 22)	生活環境	理容所への洗髪設備の設置に係る理容師法施行条例の 改正について	鳥取県理容生活衛生同業組合	
福 28年－22 (28. 8. 23)	生活環境	企業ポイントの法的保護に係る意見書の提出について	倉吉市 個人	
福 28年－24 (28. 9. 13)	生活環境	原子炉を再稼働させず、原子力に頼らないエネルギー 政策への転換を求める意見書の提出について	反核・平和の火リレー鳥取県実行委員会	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

農林水産商工常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
農 28年－ 17 (28. 8. 5)	農林水産	「特殊土地地帯災害防除及び振興臨時措置法」の期限 延長を求める意見書の提出について	特殊土壌対策促進協議会	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
地 28年－ 16 (28. 7. 11)	地域振興	参議院議員選挙における鳥取県及び島根県選挙区の合 区解消を求める意見書の提出について	まちづくりグループ「未来をぼくらの手で」	
地 28年－ 18 (28. 8. 8)	地域振興	私学助成に関する意見書の提出について	一般社団法人鳥取県私立学校協会	
地 28年－ 21 (28. 8. 23)	警 察	河北小学校付近の道路における交通安全の確保につい て	倉吉市 個人	
地 28年－ 23 (28. 9. 12)	警 察	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施 行条例における現行の16歳未満の年少者に係るゲー ムセンターへの立ち入り制限の維持について	鳥取県PTA協議会 外	
地 28年－ 25 (28. 9. 13)	地域振興	南スーダンに派遣されている自衛隊に「駆けつけ警護」 と「宿营地共同防護」の任務を付与しないよう求める 意見書の提出について	憲法改悪反対鳥取県共同センター	

陳情一覧表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
28 年－ 20 (28. 8.23)	教 育	学校における交通ルールの周知徹底について ▶陳情理由 6 月に改正された道路交通法では、携帯電話の操作等を行いながらの自転車の運転が禁止事項とされたところである。 一方、先日やこの陳情書を作成している本日においても、高校生と思しき人が自転車に乗りスマートフォンの操作をしながら、ふらふら運転している姿が見られた。これは本当によく見る。自転車はときに加害者にもなりえるものであり、歩行者の安全や、運転している人自身の安全も思えば、このような行為は控えなければならない。 ▶陳情趣旨 小学校、中学校、高校の児童・生徒などに対し、学校・教育委員会において、自転車に乗る際にスマートフォンを操作してはならない旨の周知徹底を行っていただきたい。	個人 (倉吉市)	

総務教育常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
28 年－ 19 (28. 8. 22)	生活環境	理容所への洗髪設備の設置に係る理容師法施行条例の改正について ▶陳情理由 理容業は、不特定多数の利用者と長時間にわたり直接接する職業であるところから、国民の公衆衛生を確保するうえで衛生水準の維持・向上を図ることが必要不可欠である。 その観点に立ち、私たち理容業に就いている者は、毎年、衛生順守運動月を決め、消毒衛生講習会の実施を始めとして衛生水準の維持・向上に努力している。そのような中で、戦後、ほぼ絶滅したといわれる「アタマジラミ」に感染する子供の被害が拡大しており、保健所等への相談件数は、ここ数年、二、三倍に上っているともいわれている。本県においても先般、衛生講習会の内容においてアタマジラミ流行の対応の書面が全国理容連合会から届き、組合員店に対し衛生消毒の徹底を図るよう指示したところである。 洗髪は、理容業務における付随業務であり、頭髮の刈込み、顔そり、洗髪は理容の一連の流れの作業における重要な役目を果たすもので、設備を設置しないことは、重要な理容の一部を欠くことを考えれば、理容師法第 12 条第 4 号に基づく施行条例で、理容所に洗髪設備を設けることを規定しても特別奇異なことではなく、同条の規定の趣旨に照らしても施設に対する衛生上必要な措置として、至極当然な規定となるものと思われる。 理容師法には、洗髪設備の措置義務に関する規定はないが、規定がないのは、洗髪は理容の付随業務だから若しくは同法第 12 条第 1 号の「常に清潔に保つこと」で足りるからなのか、または必要があれば同条第 4 号に基づく施行条例で規定すればよいと考えたのかは不明である。 同法第 12 条第 1 号で読むとしても、洗髪設備は理容所においては極めて重要な設備であり、この際、第 1 号から取り出し	鳥取県理容生活衛生同業組合	

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		て、その設置を明記していただきたいと考える。本県における理容所は、すべて流水式の手洗い並びに洗髪設備を設けており、今後開設する理容所も同様に流水式の洗髪設備を設けるよう措置を強く要望する。 仮に、洗髪をしないと、頭髮の刈込み後の髪は、極めて細かく、頭髮に付着して残り、刷毛で払っても簡単に落ちず、各所にまき散らし、頭髮に病原菌あるいはアタマジラミ等が付着している場合などには、公衆衛生上憂慮すべき事態になりかねない。 「洗髪設備の必置義務」は、現在、急速に条例化が進み、29道県が理容師法施行条例化されるとともに、厚生労働省制定の「理容所及び美容所における衛生管理要領」の「第四 衛生的取扱い等 第二十四」において、洗髪器の清潔保持が定められている。 ▶陳情趣旨 理容師法施行条例に是非とも「理容所には洗髪設備を設けること」とする規定の追加を定めていただきたい。		
28 年－ 22 (28. 8. 23)	生活環境	企業ポイントの法的保護に係る意見書の提出について ▶陳情理由 企業の発行するポイント（以下「企業ポイント」という。）については、外食産業などが独自に発行するものや、Tポイントや Ponta ポイント、航空マイレージなど、その種類は多岐にわたり、野村総研のまとめたデータによれば、2020 年度には1兆円に達する見込みであるという。 一方、企業ポイントは現金に準ずる地位を持ちながら、その法的な地位が明確ではないことが問題視されており、有効期限の新設や使用レートの変更を十分なアナウンスなく、企業側が勝手に行うなどの行為もあるようである。また、いわゆる電子マネーや商品券であれば資金決済法により発行保証金の供託が義務付けられ、業務の全部又は一部を廃止した場合、払戻義務が発生する（同法第20条）が、企業ポイントにはそれが無い。	個人 (倉吉市)	

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		財務における貸借対照表にはポイント引当金として記載はされるが、仮に倒産した場合の保全措置がなく、あくまでポイントは企業による恩恵としてのものととどまっている。 しかしながら、電気店などで10%、20%の高率ポイントの付与が当たり前になった今日、ポイントはいわば、単なるオマケではなく、消費者の購入に対し、双務契約における販売者の負担行為としてなされる、販売者側による実質的な値引き、キャッシュバックであって、消費者は企業にその保管を委任しているものであり、これらの保護や信託銀行などへの供託義務については、消費者保護の観点からも検討されなければならない。 一方、資金決済法の所管は金融庁、企業ポイントの発行に関しては経済産業省、消費者の保護については消費者庁と、担当部局が縦割りで、何か起きた際の責任を明確にする意味では、消費者の相談窓口を一つにまとめることも必要である。 そこで、ポイントの供託金保管義務を検討し、各省庁に分散される、ポイント発行等に係る権限を一元化することなど、企業ポイントの発行に係る法的な保護を検討することについて、意見書の提出を賜りたい。 なお、経済産業省としても2008年に「企業ポイントの法的性質と消費者保護のあり方に関する研究会」においてガイドラインを作成はしているが、あくまでこれはガイドラインにとどまるもので、預託金に係ることなど、法的拘束力はない。 ▶陳情趣旨 企業ポイントについては、その法的地位が不明確で、企業倒産時にもその価額が補償されない点、問題が指摘されている。破綻時にも対応できるよう、信託銀行への供託金の預託義務を法定するなど、消費者の保護措置を講ずることについて意見書を提出すること。		
28年－24 (28.9.13)	生活環境	原子炉を再稼働させず、原子力に頼らないエネルギー政策への転換を求める意見書の提出について ▶陳情理由	反核・平和の火リレー鳥取県実行委員会	

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

	2011 年 3 月に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者を合わせると 18,000 人を超える未曾有の大災害となった。この震災の中でおこった東京電力福島第一原発事故では、炉心溶融・爆発などが発生し、多くの放射性物質が大気・海洋・土壤に放出されてしまった。この事故の影響により、周辺地域では、事故発生から 5 年以上を経てなお、多くの方が避難生活を余儀なくされている状況である。 原発事故の発生当初から、関係機関の発表では、「想定外」という言葉が繰り返し使われてきたが、日本列島の地理的状況に対して原子力発電がもつリスクはあまりにも大きく、この想定自体に問題があったことは言うまでもない。日本に原発をつくるのが無謀な企てであることは、地球規模でのプレート構成をみれば一目瞭然である。日本はプレートの沈み込む境界に沿って地震と火山により成長してできた島である。さらに、地球上で唯一、3つのプレート境界が陸上に現れる「地震の巣」であり、把握されている活断層分布だけから、発生しうる地震の規模を「想定」すること自体に無理がある。 私たちの暮らす山陰にある中国電力島根原発直下には活断層である宍道断層が存在している。中国電力は 1981 年には「活断層は存在しない」としてきたが、広島工業大学の研究チームなどの指摘を受け、3度の修正を行い「22 キロメートルの活断層の存在」を認めている。もはや活断層が正確に何キロメートル存在するのかは大きな問題ではない。そこに見えるのは活断層の正確な把握が困難であるという事実だけである。「想定」を超える地震により原発を支えている岩盤そのものが崩壊するような事態に対しては、自動停止装置などの耐震装置は無力であり、建造物の耐震基準などまったく意味を持たない。実際に、他国の原発立地が日本のようなプレート境界を遠く避けていることから明らかである。 原発には、ここまで述べたような事故の危険性だけでなく、高レベル放射性廃棄物に分類される使用済み核燃料の問題もある。福島第一原発においても原子炉わきのプールに存在していた大量の使用済み核燃料は被害を拡大させるリスクが高く大きな脅威となっていた。また、全国の原発から出ている高レベル	
--	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

		放射性廃棄物の最終的な処分方法や処分地は未定のままである。 鳥取県と岡山県の県境に位置する人形峠はこうした処分地の候補と言われており、昨年6月には岡山県内の自治体に対して説明会も行われている。人形峠に最終処分場ができれば、海からの距離が近い鳥取県の港が各地からの放射性廃棄物を陸揚げする玄関口となる。フィンランドで計画が進められている「オンカロ」のように数百メートルの地層深くに廃棄物を閉じ込めたとしても、地下670キロメートルまで震源が分布する日本ではこうした処理も安全は担保されない。未来の人類に押し付けられる核のゴミは、未来のみならず現在の私たちの段階であっても安全なふるさとを奪うものであるということを忘れてはならない。 今年4月に発生した熊本地震は、西日本も大きな震災に見舞われるという事実と原発事故の危険性を再認識させる出来事であった。しかし、震源地に最も近い鹿児島県の九州電力川内原発は運転を続けた。さらには、震源となった熊本と大分を結ぶその先にある中央構造線断層帯の近くにある愛媛県の四国電力伊方原発でも今年8月原子炉の再稼働が実行された。伊方原発3号機が再稼働したことで、プルトニウムとウランをMOX燃料にして再利用するプルサーマル発電も再開されたことになる。プルサーマル発電は燃料棒の損傷などによる事故のリスクが高まり、プルトニウムの使用により事故発生時の被害も大きくなるおそれがある。 こうした一つひとつの事実から、原子力発電が世界一の地震国である日本にとっていかに不適合であり、未来にわたって大きな危険をおよぼすものであるかということは明らかである。私たちは、危険な原子炉の再稼働をとりやめ、原子力発電を基幹とする国のエネルギー政策そのものの転換が必要であると考えます。 ▶陳情趣旨 現在停止している国内すべての原子炉を再稼働させず、原子力発電を基幹電源とする「エネルギー基本計画」を見直し、原	
--	--	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

		子力から再生可能な自然エネルギーへとエネルギー源を転換していくよう求める意見書を政府に提出すること。		
--	--	--	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

農林水産商工常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
28 年－ 17 (28. 8. 5)	農林水産	「特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法」の期限延長を求める意見書の提出について ▶陳情理由 国土の約 15 %を占める特殊土壤地帯における災害防除及び農地改良に係る事業の推進については、かねてから格別の御高配をたまり深く感謝申し上げます。 特殊土壤地帯の災害防除と農業生産力の向上については、昭和 27 年に「特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法」が制定されて以来、これまで 12 回にわたる期限延長が図られ、多大な成果をあげているところである。 しかし、近年、局地的な集中豪雨による甚大な災害が続く中、侵食を受けやすい特殊土壤地帯においては、治山、治水や急傾斜地崩壊対策、道路・農地防災など住民が安心して暮らしていくために必要な対策を引き続き講じていかなければならない。 また、特殊土壤の不利な点を補い、収益性の高い農業を効率的かつ安定的に展開していくための農用地整備についても、さらに推進する必要がある。 このような中で、「特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法」が平成 29 年 3 月 31 日で期限切れとなる。 については、災害の多発や農業生産に不利な面があるなど、特殊土壤地帯の厳しい実情を御賢察のうえ、下記事項の実現について特段の御高配を賜るとともに、地方自治法第 99 条に基づき関係行政庁に意見書を提出されるよう要望する。 ▶陳情趣旨 1 「特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法」の期限を 5 年間延長すること	特殊土壌対策促進協議会	

農林水産商工常任委員会・陳情

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
28 年－ 16 (28. 7. 11)	地域振興	参議院議員選挙における鳥取県及び島根県選挙区の合区解消を求める意見書の提出について ▶陳情理由 鳥取県と島根県の両県の選挙区が合区され、「鳥取県及び島根県選挙区」として、先日の第二十四回参議院議員選挙が行われた。今回の鳥取県内の選挙投票率は 56.28 %、島根県内の選挙投票率は 62.20 %であり、選挙区全体の投票率は 59.52 %となった。鳥取県内においては、前回の第二十三回参議院議員選挙の投票率である 58.45 %を 2.17 %下回る結果となった。今回のこの鳥取県内の選挙投票率の低下については、鳥取県と島根県の合区が影響していると言える。また、鳥取県や島根県において、両県民から合区の解消を求める声は多い。特に鳥取県ではその傾向が強くみられ、私どもが今回の選挙において選挙投票啓発活動をする中で、「今回の選挙で投票に行きますか？」と質問した有権者の方々の中には「鳥取県の方が有権者数が少ないから行っても意味がない」という理由で選挙投票に消極的な方々もいた。加えて、NHKの今回の選挙の出口調査で鳥取県は「合区に納得している」有権者が 26 %に対して「合区に納得していない」有権者は 74 %にのぼり、島根県では「合区に納得していない」有権者が 65 %となったことから、このことが言える。 以上の理由から、「鳥取県及び島根県選挙区」合区の解消は鳥取県民の有権者の方々の多くが望んでいる。また、合区の解消は両県の今後の発展のためにも必要不可欠である。現在、内閣府は「まち・ひと・しごと創生本部」を設け、地方創生を進めている。このような地方創生の時代の中で鳥取県や島根県の立ち位置は重要なものであり、より多くの両県の代表が国会議員として地方創生を進めていくことが望まれる。そのような中で、鳥取県と島根県の合区は地方創生の流れに反するものであると言える。これから地方創生を進め、地方経済を持続的に発展させ、国土を保全していく為には「一票の格差」があっても	まちづくりグループ「未来をぼくらの手で」	

地域振興県土警察常任委員会・陳情

地域振興県土警察常任委員会・陳情

		よいと私どもは考える。地方の声を大きくすることは、真に地方と都市部との対等な関係を築くことになる。これは結果として都市部と地方のひと・財及びサービス・文化の良循環をつくることにつながるだろう。 ▶陳情趣旨 公職選挙法第十四条の選挙すべき議員の数について、現在の「鳥取県及び島根県選挙区」二人から、「鳥取県選挙区」二人「島根県選挙区」二人に戻すことを求める「参議院議員選挙区選出議員の選挙区における鳥取県及び島根県選挙区の合区解消を求める意見書」を貴議会から政府に提出すること。		
28年－18 (28.8.8)	地域振興	私学助成に関する意見書の提出について ▶陳情理由 本県の私立高等学校等（高等学校、中学校、幼稚園及び認定こども園）は、各々建学の精神に基づき、特色ある教育を積極的に展開して、本県の公教育の発展に寄与している。 わが国は、少子高齢化による人口減少社会に移行しつつあり、その中で、今後とも持続的な成長を図るため、将来を担う子どもたちに、社会の変化に対応できる知識や能力を身につけさせることが必要であり、各私立学校は国の進める教育改革に、的確に対応していくことが求められている。 しかしながら、各私立学校ともに財政的に限界がある上に、高等学校等就学支援金制度の実施以来、授業料の改定もままならず、学費負担における公私間格差はむしろ拡大しているともいえる状況であり、一層厳しい局面に立たされている。 わが国の将来を担う子どもたちの教育環境の整備にあたっては、公教育の一翼を担う私立高等学校等に対する助成措置の充実が必要であり、このことは、各都道府県が所管する事項とはいうものの、わが国の将来の発展に密接不可分の関係にある教育の振興に関する事柄であり、国の全面的な財政支援が求められるところである。 ▶陳情趣旨 私立高等学校等の教育の重要性を認識され、教育基本法第8	一般社団法人鳥取県私立学校協会	

地域振興県土警察常任委員会・陳情

地域振興県土警察常任委員会・陳情

		条の「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、高等学校等の私学助成に係る国庫補助制度が堅持され一層の充実が図られるよう、貴議会より政府及び国会に対し意見書を提出すること。		
28 年－ 21 (28. 8. 23)	警 察	河北小学校付近の道路における交通安全の確保について ▶陳情理由 別添地図に記載の地点は、付近にツタヤ、かっぱ寿司、100 満ボルト、マクドナルド、河北小学校などのある一方通行通りであるところ、川沿いの側道にしては往来の多い通りである。県道 249 号線に出る付近には横断歩道が設置されているにも関わらず、そのすぐ手前にある停止標示を無視し、その横断歩道まで無停止で超えてくる車が多い（感覚的には 2 台、3 台に 1 台が無視している）。私もこの前歩いていたら轢かれかけた。横断歩道には、その途中に車にとって死角となる部分もあるので、とくに夜間は余計に危ないと感じる。 249 号線の交通量は、とくに朝、夕のラッシュ時に多く、その側道から、とくに右折する場合、北条方面からの車の交通を横切っていかなければならないので、左側からの車に注意しなければならず、危険性をもった箇所だと思われる。 信号を設置するというのも手であるが、予算面の制約もあろうことから、そこまでいかずとも、案として①一時停止箇所をもっと手前にして余裕を持たせたり、車の運転者に、その先に横断歩道があることを認知しやすい形での標示を検討すること。②当該側道の停止標示前に波打ち状の凹凸を設けるなど、減速を行いやすい環境を整備すること。③夜間に人に反応して光るライトを設置することなど、必要に応じて選択的に対策を講じてほしい（これは、あくまで例示である。）。 （ 別 添 地 図 記 載 略 ） ▶陳情趣旨 河北小学校付近の道路において、一時停止標示を無視した車が散見されるなど、小学生、一般の歩行者の安全確保の面から懸念があるので、交通安全策を講じること。	個人 (倉吉市)	

地域振興県土警察常任委員会・陳情

地域振興県土警察常任委員会・陳情

28 年－ 23 (28. 9. 12)	警 察	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例における現行の16歳未満の年少者に係るゲームセンターへの立ち入り制限の維持について ▶陳情理由 当該条例に対し、陳情 28 年 10 号として「保護者同伴の 16 歳未満の年少者のゲームセンターへの立入制限時間を現行の午後 6 時から午後 10 時に緩和すること」という趣旨の条例改正の陳情書が提出され、研究留保と決定された。その後の議会閉会中もこの件についての継続審査及び調査を継続されてきたものと思われるが、子どもの教育に携わっている我々としては、本条例の改変に非常に危機感を持っている。 現行の条例下にあつては、学校・家庭・地域そして警察が「午後 6 時以降は保護者同伴であってもゲームセンターへ立ち入ってはならない」という基準で一致協力し、県内小中学校の児童・生徒約 45,000 人、186 校の保護者へ向けた啓発・指導を従来より継続してきており、青少年の健全育成において大きな成果を挙げている。 しかし、この改変が実現した場合、保護者、児童・生徒の立場からすれば、午後 6 時以降も入場可能となる事実上の規制緩和と解釈できるため、保護者同伴であれば午後 10 時までゲームセンターへの入場ができると認識されることとなり、改変後の条例を根拠に午後 10 時までゲームセンターに居座る保護者・子どもが出てくることが予測され、危惧の念を抱かざるを得ない。 特に配慮いただきたいことは、現在実施している各小中学校のルールや約束事、生活の心得や生徒指導などは、実質的には現行の条例の上に成り立っているということ、加えて、鳥取県青少年健全育成条例、中でも第 7 条第 1 項第 5 号を鑑みた場合、先の陳情による改変をすることが果たして青少年の健全な育成に関して適切な改変となるのか、しっかりと審議していただきたいと考える。 青少年が加害者、被害者になる痛ましい事件が県内外で起きている。その大きな原因は大人（保護者）が責任を持って子どもを十分に看護できていないことにある。特に、昨年 8 月に起きた寝屋川中 1 殺人事件が象徴するように、深夜に及ぶ青少年	鳥取県 P T A 協議会	外 2 団体
-------------------------	-----	---	---------------	--------

地域振興県土警察常任委員会・陳情

地域振興県土警察常任委員会・陳情

		の徘徊を許している社会の状況は、非常に憂慮すべき事態であると言わざるを得ない。保護者が幼少期の子どもをゲームセンターへ連れて行き深夜に及ぶまで共に遊興している状態が、どれほどに子どもの心身の成長を阻害し後に悪影響を残すか想像に難くない。 子どもの教育に直接携わっている者の代表として、私たちは、多くの大人の目で青少年の成長をしっかりと見守ることのできる鳥取県でありたいと衷心より願うものである。そして、子どもたちの健全な成長が様々な立場の大人の力によって日々守られるように、いかなる例外規定をも設けず、現行条例を堅持していただくよう、お願い申し上げる次第である。 ▶陳情趣旨 平成27年6月24日に「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、鳥取県議会において「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」の一部改正について検討された結果、鳥取県では青少年の健全育成の立場から現行どおり「ゲームセンター等への年少者の立入りの制限」を堅持していただき感謝している。 ついては、今後も「16歳未満の年少者については午後6時以後の立入りを制限し、保護者同伴であっても営業所に客として立入らせてはならない」という旨の現状の条例を固守し、鳥取県の子どもたちの健全育成に何卒ご協力をいただくようお願い申しあげる。		
28年－25 (28.9.13)	地域振興	南スーダンに派遣されている自衛隊に「駆けつけ警護」と「宿营地共同防護」の任務を付与しないよう求める意見書の提出について ▶陳情理由 政府は昨年9月に成立した、安全保障関連法の一つである改正PKO法により、今秋にも南スーダンに派遣されている自衛隊に駆けつけ警護と宿营地共同防護の任務の付与を検討している。 今、南スーダンでは、大統領派と前副大統領派による内戦が	憲法改悪反対鳥取県共同センター	

地域振興県土警察常任委員会・陳情

地域振興県土警察常任委員会・陳情

		起き、国連施設も襲撃される事態になっている。こうしたなか国連安保理は8月に国連南スーダン派遣団の傘下に4,000人規模の「地域防護部隊」を増派すると決議し、この部隊に先制攻撃まで認めている。南スーダンでの国連PKO（平和維持活動）自体を受入国の政府軍は批判している。受入国政府軍との武力衝突が予想されるというのは国連が今まで経験したことのない事態である。 日本政府は、南スーダンの首都ジュバの情勢悪化後も、停戦合意などを柱とするPKO5原則は「崩れていない」としているが、国際社会では通用しない。紛争地で駆けつけ警護や宿营地共同防護の任務を付与するということは、戦闘に巻き込まれる危険性が格段に高くなり、自衛隊員の命を危険にさらすことに直結する。しかも南スーダンでは民間人も巻き込んだ紛争になっており、自衛隊員が民間人を傷つける可能性もある。 憲法第9条は、武力による紛争解決を禁じており、南スーダンに派遣されている自衛隊に駆けつけ警護と宿营地共同防護の任務を付与することは憲法第9条に抵触する。自衛隊員が「殺し殺される」ことがないよう、南スーダンに派遣されている自衛隊に駆けつけ警護と宿营地共同防護の任務を付与しないよう、強く望む。 (PKO5原則①紛争当事者間で停戦合意が成立していること、②受入国や紛争当事者がPKOや日本の参加に同意していること、③中立性の厳守、④①～③の原則のいずれかが満たされない場合、自衛隊は撤収できる、⑤武器使用は最小限に限る。1992年成立したPKO法で規定、2015年成立の改正PKO法で⑤に任務遂行型武器使用を追加。) ▶陳情趣旨 南スーダンに派遣されている自衛隊に「駆けつけ警護」と「宿营地共同防護」の任務を付与しないよう求める意見書を国にあげること。	
--	--	---	--

地域振興県土警察常任委員会・陳情